



6 道路運送車両法第九十四条の五第一項の規定により保安基準適合証及び保安基準適合標章の交付を請求しようとする者は同法第九十四条の三第一項の指定自動車整備事業者に対して、総合特別区域法第二十二条の二第十一項の規定により点検整備済証の交付を請求しようとする者は同項の指定点検整備事業者に対して、それぞれ自動車損害賠償責任保険証明書を提示しなければならない。

7 指定自動車整備事業者は、前項の規定による提示がないとき、又はその提示があつた自動車損害賠償責任保険証明書に記載された保険期間が、その日から道路運送車両法第九十四条の五第八項の規定により保安基準適合証の提出があつた場合において記入されるべき同法第六十一条第一項に規定する自動車検査証の有効期間（次項において単に「自動車検査証の有効期間」という。）が満了する日までの期間の全部と重複するものでないときは、同法第九十四条の五第一項の規定にかかわらず、保安基準適合証及び保安基準適合標章を交付してはならない。

8 指定点検整備事業者は、第六項の規定により提示がないとき、又はその提示があつた自動車損害賠償責任保険証明書に記載された保険期間が、その日から当該点検整備済証を添付して総合特別区域法第二十二条の二第一項の規定により自動車検査証の有効期間の伸長の申請がされた場合において記録されるべき自動車検査証の有効期間が満了する日までの期間の全部と重複するものでないときは、同条第十一項の規定にかかるらず、点検整備済証を交付してはならない。

る。保険会社は、この車両の保険料を支払う。保険料は、車両の年式や走行距離などによって決まる。車両の年式が古いほど、保険料は高くなる。走行距離が多いほど、保険料は高くなる。

三 檢査標章の有無  
検査契約者は、この規定に従つて、車両の運行の用に供する車両は、第八条第一項の規定による車両損害賠償証明書の交付を受ける。第八条第一項の規定による車両損害賠償証明書の交付を受けた車両は、第八条第三項の規定による車両損害賠償証明書の交付を受けた車両とみなされる。第八条第三項の規定による車両損害賠償証明書の交付を受けた車両は、第八条第三項の規定による車両損害賠償証明書の交付を受けた車両とみなされる。

者 2 第十九条(二) 標三 ばに動省 2 れ有運で検め 第二十条(二) 車以一律号 3 標て車軽

第九条の規定によるものとし、被害者に適用除外される場合の損害賠償責任共済料を支払ふ。このことによつて、これらは、同項の「被害者」に係る第十九条の規定によるものとし、被害者に適用除外される場合の損害賠償責任共済料を支払ふ。

は、共済登録自動車について、「共済	の規定で定める自動車及び自動車の他の下同じ。)の自動	自令で定受ける(政令において、保付しなけ	單及び原單におけるところなけれ	第九条の共済除外	険契約及	規定期定によ	転者もそるべきと社がてん云社に保	おいて、その	よる保有
-------------------	----------------------------	----------------------	-----------------	----------	------	--------	------------------	--------	------

これに  
者に対  
れによ  
ることを  
約し  
る。前項  
する場  
際現  
車につ  
は改正  
要な措  
経過措  
る場合  
によつ  
めを免  
（保険会  
（免責）  
額につ  
み、保  
ことが  
（保険会  
の責任  
めると  
の限度  
ことを  
おいて  
をてん  
した金  
の支払  
第一  
て損害  
又は被  
を除き  
被保険  
す。  
によつ

金額は、自動車保険会社が被保険者又は被被害者に補助した額を算定して、その額と共済掛合がてんづつ損害が発生したときは、該保険金額と改正できる。





機関一という。)の名称及び住所、紛争処理業務を行なう事務所の所在地並びに紛争処理業務を開始する日を公示しなければならない。

3 指定紛争処理機関は、その名称若しくは住所又は紛争処理業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨及びこれら的事項を変更しようとする日を国土交通大臣及び内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 國土交通大臣及び内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

5 指定紛争処理機関は、国土交通省令・内閣令で定めるところにより、指定紛争処理機関である旨について、その事務所において公衆に見やすいように掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(業務)

**第二十三条の六** 指定紛争処理機関は、次に掲げる一紛争の当事者である保険会社、組合、被保險者、被共済者又は被害者からの申請により、当該紛争の調停(以下「紛争処理」といふ)を行うこと。

2 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 前項第一号の申請の手続は、国土交通省令・内閣府令で定める。

(紛争処理委員)

**第二十三条の七** 指定紛争処理機関は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、国土交通省令・内閣府令で定める数以上の紛争処理委員を選任しなければならない。

2 指定紛争処理機関は、紛争処理委員に指名したときの規定により選任した紛争処理委員のうちから、事件ごとに、指定紛争処理機関の長が指名する者に紛争処理を実施させなければならぬ。この場合において、指定紛争処理機関の長は、当該事件に関し当事者と利害関係を有することその他紛争処理の公正を妨げるべき事情がある紛争処理委員については、当該事件の紛争処理委員に指名してはならない。

3 前項の規定により指名される紛争処理委員のうち少なくとも一人は、弁護士でなければならぬ。

**第二十三条の八** 紛争処理業務に従事する指定紛争処理機関の役員(紛争処理委員を含む。次項及び次条において同じ。)の選任及び解任は、国土交通大臣及び内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 国土交通大臣及び内閣総理大臣は、指定紛争処理機関の役員が、第二十三条の十一第一項の認可を受けた紛争処理業務規程に違反したとき、紛争処理業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により指定紛争処理機関が第二十三条の五第一項第三号に掲げる基準に適合しなくなつたときは、指定紛争処理機関に對し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

**第二十三条の九** 指定紛争処理機関の役員及び職員並びにこれらの職にあつた者は、紛争処理業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定紛争処理機関の役員及び職員で紛争処理業務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(紛争処理業務の義務)

**第二十三条の十** 指定紛争処理機関は、紛争処理業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、紛争処理業務を行わなければならない。

(紛争処理業務規程)

**第二十三条の十一** 指定紛争処理機関は、紛争処理業務に関する規程(以下「紛争処理業務規程」という。)を定め、国土交通大臣及び内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 紛争処理業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令・内閣府令で定める。

3 国土交通大臣及び内閣総理大臣は、第一項の認可をした紛争処理業務規程が紛争処理業務の公正かつ適確な実施上不適當となつたと認めるときは、その紛争処理業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(説明又は資料提出の請求)

**第二十三条の十二** 指定紛争処理機関は、紛争処理業務の実施に必要な限度において、保険会社又は組合に対し、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

2 保険会社又は組合は、前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、これをお断りはならない。

3 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

**第二十三条の十四** 紛争処理による解決の見込みがないことを理由に指定紛争処理機関により当該紛争処理が打ち切られた場合において、当該紛争処理の申請をした紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該紛争処理の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に関することは、当該紛争処理の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

**第二十三条の十五** 紛争について当該紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、かつ、当該紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

1 当該紛争について、当該紛争の当事者間において指定紛争処理機関による紛争処理が実施されていること。

2 前号に掲げる事由のほか、当該紛争の当事者間に指定紛争処理機関による紛争処理によ

つて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対する不服を申し立てることができない。

(事業計画等)

**第二十三条の十六** 指定紛争処理機関は、毎事業年度、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、紛争処理業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、国土交通大臣及び内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 指定紛争処理機関は、毎事業年度、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、紛争処理業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に国土交通大臣及び内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 第二十三条の十七 指定紛争処理機関は、国土交通大臣及び内閣総理大臣の許可を受けなければ、紛争処理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(業務の休廃止等)

**第二十三条の十八** 指定紛争処理機関は、第一項の規定により紛争処理業務の全部の廃止の許可を受けた者は、当該許可の日から二週間以内に、当該許可の日に紛争処理が実施されていた紛争の当事者に対し、当該許可を受けた旨及び第二項の規定により指定がその効力を失つた旨を通知しなければならない。

(帳簿の備付け等)





あらかじめ、国土交通大臣及び内閣総理大臣に協議するものとする。

**(準備金)**

**第二十八条の三** 保険会社は、保険業法第百六十六の規定にかかるわらず、責任保険の事業から生じた収支差額及び運用益については、その全額を主務省令で定める準備金として積み立てるものとする。この場合において、積み立てた準備金は、責任保険の事業の収支の不足のてん補に充てる場合その他主務省令で定める場合を除き、取り崩してはならない。

**2** 前項の規定は、農業協同組合等に準用する。この場合において、同項中「保険会社」とあるのは、「農業協同組合等」と、「保険業法第百六十条の規定にかかるわらず」とあるのは、「農業協同組合法第十一条の三十二」の規定にかかるわらず」と、「責任保険の事業」とあるのは、「責任共済の事業」と読み替えるものとする。

**3** 第一項の規定は、消費生活協同組合等に準用する。この場合において、同項中「保険会社」とあるのは、「消費生活協同組合等」と、「保険業法第百十六条の規定にかかるわらず」とあるのは、「消費生活協同組合法第五十条の七」の規定にかかるわらず」と、「責任保険の事業」とあるのは、「責任共済の事業」と読み替えるものとする。

**4** 第一項の規定は、事業協同組合等に準用する。この場合において、同項中「保険会社」とあるのは、「事業協同組合等」と、「保険業法第百六十六条の規定にかかるわらず」とあるのは、「事業協同組合等」と、「保険業法第六条の規定にかかるわらず」と、「責任保険の事業」とあるのは、「責任共済の事業」と読み替えるものとする。

**5** 第一項(前三項において準用する場合を含む。)の主務省令は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣及び事業所管大臣が共同で発する命令とする。

**第二十八条の四** 保険会社及び組合(責任共済の契約の締結により負う共済責任の全部を他の組合に再共済する契約を締結した組合及び当該再共済の契約により負う共済責任の全部を他の組合に再共済する契約により負う共済責任の全部を他の組合に再共済する契約を締結した組合(以下この条において同じ。)は、次の各号に掲げる方法により、相互間で共同して、保険料、保険金等の計算、配分及び徴収をする事務(以下この条において「共同ブール事務」という。)を行うものとする。

あらかじめ、当該保険会社又は組合を所管する内閣総理大臣又は厚生労働大臣、農林水産大臣若しくは事業所管大臣に協議するものとする。

一 責任保険の保険料その他この法律の規定により保険会社が收受したもの又は責任共済の共済掛金、再共済の再共済掛金若しくは再再共済掛金から将来の共済金、再共済金又は再再共済金の支払に充てられると見込まれるもの及び同条の規定により政府に納付すべきものとされるものを控除した残額をいう。)を控除した残額を、次項の規定において保険会社及び組合別に定める割合(以下この条において「配分率」という。)に応じて保険会社及び組合に對して配分すること。

二 保険金その他この法律の規定により若しくは責任保険の契約に定めるところにより保険会社が支払つたもの又は共済金、再共済金若しくは再共済金その他のこの法律の規定により若しくは責任共済、再共済若しくは再再共済の契約に定めるところにより組合が支払つたものから、第十六条第四項又は第十七条第四項(これら二の規定を第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定により政府から收受したものと認められたものとし、当該規約の変更をしたときも、同様とする。

3 第一項の規定を準用する場合を含む。

4 第一項の規定を准用する場合を含む。

5 第一項(前三項において準用する場合を含む。)の主務省令は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣及び事業所管大臣が共同で発する命令とする。

4 国土交通大臣並びに内閣総理大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び事業所管大臣は、第二項の規定により届出を受けた規約の内容が法令に違反し、若しくは特定の者に對して不当な差別的取扱いをするものであると認めるとき、又は共同ブール事務が適正に行われていないことと認められるときは、保険会社又は組合に對し、共同して、規約の変更その他必要な措置を探るべき旨を命ずることができる。

(共同行為に関する通知)

**第二十九条** 内閣総理大臣は、保険業法第一百一条第一項第一号(同法第百九十九条において準用する場合を含む。)に掲げる責任保険の事業に関する共同行為に關して、同法第一百二条第一項(同法第百九十九条において準用する場合を含む。)の規定による認可をしたときは、その旨を国土交通大臣に通知するものとする。

(損害率等の報告義務)

**第二十九条の二** 保険会社及び組合は、内閣府令で定めるところにより、損害保険料率算出団体であつて責任保険の基準料率の算出を行うもののうち内閣総理大臣の指定するもの(次項において「料率団体」という。)に対して、損害率率の算出の基礎となつた資料の提供を求めることができる。

**第三十条** 内閣総理大臣は、第一項の内閣府令を制定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣並びに厚生労働大臣、農林水産大臣及び事業所管大臣に協議するものとする。

**第三十一条** 保険会社又は組合は、自動車運送の振興を図ることを目的として組織する団体その他の者であつて、責任保険又は責任共済の事業の円滑な遂行上適当と認められるものと責任保険又は責任共済に関する代理店契約を締結するものとする。

**第三十二条** (設置) 第四節 自動車損害賠償保障事業

**第三十三条** (設置) 第四節 自動車損害賠償保障事業

**第三十四条** 削除

**第三十五条** 審議会の委員は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て、任命する。

**第三十六条から第三十八条まで** (委員)

**第三十九条** 第三十一条、第三十三条及び第三十五条に規定するもののほか、審議会の組織及び委員その他の職員その他審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

**第四十条から第七十条まで** (政令への委任)

**第四十一条** 第四章 自動車事故対策事業

**第四十二条** 第一節 総則

**第四十三条** 第一節 業務

**第四十四条** 第一項に規定する被害者保護増進等事業を行ふ。

**第四十五条** 第一項に規定する被災者保護増進等事業を行ふ。

**第四十六条** 第一項に規定する被災者保護増進等事業を行ふ。

**第四十七条** 第一項に規定する被災者保護増進等事業を行ふ。

**第四十八条** 第一項に規定する被災者保護増進等事業を行ふ。

**第四十九条** 第一項に規定する被災者保護増進等事業を行ふ。

**第五十条** 第一項に規定する被災者保護増進等事業を行ふ。

**第五十一条** 第一項に規定する被災者保護増進等事業を行ふ。

**第五十二条** 第一項に規定する被災者保護増進等事業を行ふ。

**第五十三条** 第一項に規定する被災者保護増進等事業を行ふ。

**第五十四条** 第一項に規定する被災者保護増進等事業を行ふ。

しそうとするとき、又は同条第二項若しくは第四項に規定する処分をしようとするときは、審議会に諮らなければならぬ。同条第三項に規定する場合において、同項前段に規定する期間を短縮しようとするとき、又は同項後段に規定する命令をしないこととするときについても、同様とする。

内閣総理大臣は、第二十八条の二第一項、第三項又は第五項の規定による同意をしようとするときは、審議会に諮らなければならない。同様とする。

三項又は第五項の規定による同意をしようとするときは、審議会に諮らなければならない。

三項に規定する場合において、同項前段に規定する命令をしないこととするときについても、同様とする。

内閣総理大臣は、第二十八条の二第一項、第三項又は第五項の規定による同意をしようとするときは、審議会に諮らなければならない。

三項に規定する場合において、同項前段に規定する命令をしないこととするときについても、同様とする。

定する自動車の運行によつて生ずる場合を除く。)に、被害者の請求により、政令で定める金額の限度において、その受けた損害を填補すること。

三 第十六条第四項又は第十七条第四項(これららの規定を第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定による請求により、これらの規定による補償を行うこと。

前項各号の請求の手続は、国土交通省令で定める。

(他の法令による給付との調整等)

第七十三条 被害者が、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)その他政令で定める法令に基づいて前条第一項第一号又は第二号の規定による損害の填補に相当する給付を受けるべき場合には、政府は、その給付に相当する金額の限度において、同項第一号又は第二号の規定による損害の填補をしない。

前条第一項第二号の場合において、被害者が第三条の規定による損害賠償の責に任ずる者から損害の賠償を受けたときは、政府は、その金額の限度において、同号の規定による損害の填補をしない。

(第七十二条第一項第一号又は第二号の規定による損害の填補についての履行期)

第七十三条の二 政府は、第七十二条第一項第一号又は第二号の規定による損害の填補の請求があつた後、当該請求に係る自動車の運行による事故及び填補すべき損害の金額の確認をするために必要な期間が経過するまでは、遅滞の責任を負わない。

2 政府が前項に規定する確認をするために必要な調査を行うに当たり、被害者が正当な理由なく当該調査を妨げ、又はこれに応じなかつた場合には、政府は、これにより損害の填補を遅延した期間について、遅滞の責任を負わない。

(差押えの禁止)

第七十四条 第七十二条第一項第一号又は第二号の規定による請求権は、差し押さえることができない。(時効)

第七十五条 第十六条第四項若しくは第十七条第四項(これららの規定を第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。)又は第七十二条第一項第一号若しくは第七十二条第一項第一号又は第二号の規定による請求権は、これらを行使することができる時から三年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(代位等)

第七十六条 政府は、第七十二条第一項第一号又は第二号の規定による損害の填補をしたときは、その支払金額の限度において、保険会社又は組合が第十六条第一項(第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定により被害者に對して損害賠償額の支払をしたときは、その支払取得する。

2 政府は、保険契約者若しくは被保険者又は共済契約者若しくは被共済者の悪意によつて損害が生じた場合において、保険会社又は組合が第十六条第一項(第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定により被害者に對して有する権利を取得する。

(被害者保護増進等計画)

第七十七条 政府は、政令で定めるところによる業務の一一部を保険会社又は組合に委託することができる。

2 組合は、次の各号に掲げる規定にかかわらず、前項の規定により委託された業務を行うことができる。

一 農業協同組合法第十一条

二 消費生活協同組合法第九条の二又は第九条の九

3 国土交通大臣は、第一項の規定による委託をしたときは、委託を受けた保険会社又は組合の名称その他の国土交通省令で定める事項を告示しなければならない。

(業務)

第七十七条の二 政府は、被害者保護増進等事業として、次の業務を行う。

一 被害者の療養を行う施設の設置及び運営、被害者の療養生活の援護、被害者の受ける介護の援護その他の被害者の保護の増進を図る

ための必要な業務

二 道路運送法第一条第二項に規定する自動車運送事業(貨物利用運送事業法(平成元年法)

の規定による自動車のうち政令で定めるものを運行の用に供するものとす

る)の規定による自動車事故対策事業賦課金

の規定による自動車事故対策事業賦課金



一 第十六条の六（第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。  
 二 第二十三条の十二（第三項の規定による説明若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の説明若しくは資料の提出をしたとき。）  
 三 第二十四条第一項又は第二項の規定に違反したとき。  
 四 第二十八条の四第四項の規定による命令に違反したとき。又は虚偽の説明若しくは資料の提出をしたとき。又は虚偽の説明若しくは資料の提出をしたとき。  
 五 第二十九条の規定による命令に違反したときは、保険会社又は損害保険料率算出団体の理事は、百万円以下の過料に処する。  
 六 第二十九条の規定による命令に違反したときは、保険会社の取締役若しくは執行役又は損害保険料率算出団体の理事は、百万円以下の過料に処する。

3 組合が第二十七条第三項（第二十七条の第二項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したときは、組合の理事は、百万円以下の過料に処する。  
 第九十二条 偽りその他の不正の手段により、第六条の五第一項（第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による説明（第十六条の五第五項（第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定により書面による説明等を行つたものとみなされる場合における説明を含む。）を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

#### 附 則

（施行期日）

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して八箇月をこえない範囲内において政令で定める日とする。（一般会計からの繰入れの特例）

2 第八十二条第二項の規定は、当分の間、適用しない。

3 前項の場合においては、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百三十三条第一項第一号へ及び第二百五十五条第一項の規定は、適用しない。

#### 附 則（昭和三一年五月四日法律第九四号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和三一年六月一二日法律第一四八号）

1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第二百四十七号）の施行の日から施行する。

#### 附 則（昭和三一年六月一二日法律第一四八号）

2 この法律の施行の際海区漁業調整委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者の兼業禁止及びこの法律の施行に伴う都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は指定都市の市長若しくは委員会その他の機関への引継に際し必要な経過措置は、それぞれ地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第一百四十七号）附則第四項及び第九項から第五項までに定めるところによる。

**附 則（昭和三四年四月一〇日法律第一四八号）抄**

（施行期日）

1 この法律は、国税徴収法（昭和三十四年法律第一百四十七号）の施行の日から施行する。（公課の先取特権の順位の改正に関する経過措置）

7 第二章の規定による改正後の各法令（徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十二号に規定する強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該法令の規定に規定する徴収金の先取特権の順位については、なお従前の例による。

**附 則（昭和三七年五月四日法律第一〇六号）抄**

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定中道路運送車両法第七十六条、第九十八条及び第一百六条の改正規定、同法に第一百六条の二を加える改正規定並びに同法第二百九十五条第一号の改正規定、第二条の規定中自動車損害賠償保障法に第二十条の二を加える改正規定並びに附則第三条の規定は、昭和三十七年八月一日から施行する。

**附 則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄**

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

#### 附 則（昭和三一年六月一二日法律第一四九号）

1 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政手続の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政手続の不作為その他のこの法律の施行前に生じた事項についても適用する。

#### 附 則（昭和三七年九月一五日法律第一〇九号）抄

3 生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政手続の処分、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかたるものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

9 この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第四十号）に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。

**附 則（昭和三九年六月一八日法律第一〇九号）抄**

（施行期日）

1 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

**附 則（昭和四一年六月二九日法律第九〇号）**

1 この法律は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和四一年六月二九日法律第九〇号）

2 の用に供する者がこの法律の施行前に当該農耕作業用小型特殊自動車を運行し、これによつて他人の生命又は身体を害した場合における損害賠償の責任に關しては、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行前に提起された訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）であつてこの法律の施行に締結された責任保険契約の保険期間の残存期間中、保有者（改正前の自動車損害賠償保険法（以下「旧法」という。）第二条第三項に規定する保有者をいう。）又は運転者が当該責任保険契約の保険期間の残存期間中、保有者（改正前の自動車損害賠償保険法（以下「旧法」第二条第四項に規定する運転者をいう。））が当該責任保険契約の当事者間において締結された保険契約として他人の生命又は身体に加えた損害の賠償責任を負うことにより受けることあるべき損害をてん補することを目的として、当該責任保険契約の当事者間において締結された保険契約として他人の生命又は身体に加えた損害の賠償責任を負うことにより受けことあるべき損害をてん補することを目的とする。

4 賠償責任保険の契約（以下「責任保険契約」といふ。）であつてこの法律の際現に締結された責任保険契約の保険期間の残存期間中、保有者（改正前の自動車損害賠償保険法（以下「旧法」第二十条の二第二項の規定を除く。））の法令の規定を準用する。ただし、保険金額については、新法第十三三条第二項の規定による定めがなされた場合においては、当該変更後の保険金額と同一額とする。

5 前項に規定するものを除き、同項の保険契約に係る保険関係については、責任保険に関する規定によるものとする。ただし、保険金額については、新法（第二十条の二第二項の規定を除く。）の他の法令の規定を準用する。

6 自動車損害賠償責任再保険に関する新法の規定の適用については、第二項の保険契約は責任保険契約とみなす。

**附 則（昭和三九年六月一八日法律第一〇九号）抄**

（施行期日）

1 この法律は、原動機付自転車に係る自動車保険の契約（被保険者が原動機付自転車の運行によつて他人の生命又は身体に加えた損害の賠償責任を負うことにより受けことあるべき損害をてん補することを目的とする保険契約をいう。）であつて昭和四十一年十月一日前に締結されたもの（以下「旧保険契約」という。）の当事者は、当該原動機付自転車につき責任保険契約が締結されたときは、旧保険契約を解除することができない。

2 前項の規定により旧保険契約が解除されたときは、旧保険契約の保険者は、保険契約者に対して、政令で定める金額の解約返戻金を支払わなければならぬ。

#### 附 則（昭和三九年六月一八日法律第一〇九号）

1 旧保険契約の保険金額は、当該原動機付自転車につけ责任保険契約が締結されたときは、政令で定める金額まで増加したものとする。

2 旧保険契約の保険契約者は、当該原動機付自転車につき責任保険契約が締結されたときは、





る合併手続の特例等に関する法律（以下「旧担保附社債信託法等」）の規定により大蔵大臣その他の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の行為は、この法律による改正後の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼當等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、証券投資信託法、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、外國為替銀行法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外國証券業者に関する法律、預金保険法、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制に関する法律、有価証券に係る投資顧問業等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法又は銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律（以下「新担保附社債信託法等」という）の相当規定に基づいて、内閣総理大臣その他の相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新担保附社債信託法等の相当規定により内閣総理大臣その他の相当の機関に対して報告届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新担保附社債信託法等の規定を適用する。

(大蔵省令等に関する経過措置)

**第三条** この法律の施行の際現に効力を有する旧担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。

(自動車損害賠償保障法の一部改正に伴う経過措置)

**第四条** 従前の大蔵省の自動車損害賠償責任保険審議会は、金融監督庁の自動車損害賠償責任保険審議会となり、同一性をもつて存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に大蔵省の自動車損害賠償責任保険審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、この法律による改正後の自動車損害賠償保障法第三十五条第一項又は第二項の規定により、金融監督庁の自動車損害賠償責任保険審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、同日における大蔵省の自動車損害賠償責任保険審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(罰則に関する経過措置)

**第五条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第六条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は政令で定める。

附 則 (平成九年一二月一二日法律第一二号) 抄

附 則 (平成一〇年六月一五日法律第一〇六号) 抄

この法律は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五五号)の施行による。

の施行の日（平成十年九月一日）から施行する。

(施行期日) 第一条 この法律による改正前の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、民間事業者による金融事業に関する法律、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に関する不正行為を助長する行為等の防止を図るために麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(以下「旧担保附社債信託法等」といいう。)の規定により内閣総理大臣その他の国の機関がした免許許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、

に關する法律、私的獨占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に關する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に關する法律、船主相互保険組合法、地方税法、証券投資信託及び証券投資法人に關する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、地震保険に關する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に關する法律、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に關する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に關する法律、抵当証券業の規制等に關する法律、農村融先物取引法、前払式証票の規制等に關する法律、商品投資に係る事業の規制に關する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に關する法律、特定債権等に係る事業の規制に關する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に關する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に關する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に關する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に關する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に關する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に關する法律（以下「新担保附社債信託法等」という。）の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

の法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新担保附社債信託法

(委員等の任期に関する経過措置)  
**第二十八条** この法律の施行の日の前日において

二 する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)  
、第千三百五条、第千三百六条、第千三百一  
十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び  
第千三百四十四条の規定 公布の日  
二 第三章(第三条を除く。)及び次条の規定

平成十二年七月一日  
附則（平成）三年六月二九日法律第八

(施行期日) 三号抄

**第一条** この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置) 第二条 この法律の施行前に政府と保険会社との

第三条の法律の施行前に政府、保険会社との間に成立した再保険関係及び政府と組合との間で成立した保険関係については、第一条の規定

に反対した保険関係者へ、第一項の規定による改正前の自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」）第四十条から第五十一条

【同自賄法】といふ) 第四十条から第五十一条まで及び第八十三条の規定は、この法律の施行後よりならその効力を有する。

後もなおその效力を有する。

おその效力を有することとされた旧自賠法第五十一条中「自動車損害賠償責任再保険特別会

「計」とあるのは「自動車安全特別会計」と 第一条の規定による改正後の自動車損害賠償保障

法（以下「新自賠法」という。）第二十八条の四第一項第一号中「第七十八条」とあるのは

「第七十八条並びに自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を

改正する法律（平成十三年法律第八十三号。以下「改正法」という。）附則第二条第一項の規

定によりなおその効力を有することとされた改正法第一条の規定による改正前の自動車損害賠

償保障法（以下「なお効力を有する旧自賠法」という。）第四十条及び第四十六条（なお効力

を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。)一と、「同条」とあるのは

〔第七十八条〕と、同項第二号中「準用する場合を含む。」一ビあるのは「準用する場合を含

条及び第四十五条（なお効力を有する日自賠法  
む。）並びになお効力を有する旧自賠法第四十

第五十条第一項において準用する場合を含む。) 第五十条第一項において準用する場合を含む。)

「新日貿汽附第二項」、「第八十二条第二項」とあるのは「第八十二条第二項及びなお効力を有する日自倍去第五十一条二七、自動車員

損害賠償法附則第三項中「第二百十三条第一項第一号ハ一二あるのは「付則第五二六条」

「第一二五条第一項中「の業務の執行に要す  
項第一号」」とあるのは、一附則第五十六条中

る経費」とあるのは、「及びなお効力を有する日自賠法第五十一条の規定に基づく自動車損害賠償責任再保険事業等の業務の執行に要する経費」と、第二百六十六条中」とあるのは、「第二百六十六条中」とし、同法第二百十三条第一項第一号へ」とする。

**第三条** この法律の施行前に政府と保険会社との間に再保険関係が成立した責任保険の契約に係る保険会社が被保險者に対して支払うべき保険金若しくは新自賠法第十六条第一項の規定により被保險者に対して支払うべき損害賠償額の支払又はこの法律の施行前に政府と組合との間に保險関係が成立した責任共済の契約に係る組合が被保險者に対して支払うべき共済金若しくは新自賠法第二十三条の三第一項において準用する新自賠法第十六条第一項の規定により被保險者に対して支払うべき損害賠償額の支払は、新自賠法第十六条の六(新自賠法第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

**第四条** 自動車損害賠償責任再保険特別会計の平成十三年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算については、次項及び第三項の規定を除き、なお従前の例による。

**2** 第一条の規定による改正前の自動車損害賠償責任再保険特別会計法(以下「旧特別会計法」という。)に基づく自動車損害賠償責任再保険特別会計(以下「旧特別会計」という。)の保険勘定(以下「旧保険勘定」という。)の平成十三年度の決算上剩余金を生じたときは、当該剩余金のうち、第四項の規定により第二条の規定による改正後の自動車損害賠償保障事業特別会計法(以下「新特別会計法」という。)附則第十五項の規定による読み替え後の新特別会計法に規定する新特別会計法に基づく自動車損害賠償保障事業特別会計(以下「新特別会計」という。)の自動車事故対策勘定(以下「自動車事故対策勘定」といふ。)に帰属した資産の金額から当該資産のうち自動車事故対策セントラルへの出資金及び貸付金の額に相当する金額を控除した金額は自動車事故対策勘定の積立金として積み立て、第六項の規定により繰り越して使用できる金額は新特別会計法附則第十五項の規定による読み替え後の新特別会計の保険料等充当交付金勘定(以下「保険料等充当交付金勘定」といふ。)の歳入に繰り入れ、その他の金額は保険

料等充当交付金勘定の積立金として積み立てるものとする。

**3** 旧特別会計の保障勘定(以下「旧保障勘定」という。)及び旧特別会計の業務勘定(以下「旧業務勘定」という。)の平成十三年度の決算上剩余金を生じたときは、当該剩余金を新特別会計附則第十五項の規定による読み替え後の新特別会計法附則第三項に規定する新特別会計の保障勘定(以下「新保障勘定」といふ。)の歳入に繰り入れるものとする。

**4** この法律の施行の際旧保険勘定に所属する権利義務(附則第七条の規定による改正後の平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律(平成六年法律第四十三号)以下「新六年財特法」という。)附則第二項の規定による読み替え後の新六年財特法第七条第二項及び附則第八条第二項の規定による改正後の平成七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律(平成六年法律第四十三号)以下「新七年財特法」という。)附則第六十号。以下「新七年財特法」という。)附則第二項の規定による読み替え後の新七年財特法第十条第二項の規定により一般会計から自動車事故対策勘定に繰り入れられるべきものを除く。)のうち、第一号、第三号及び第五号に掲げる金額を合算した金額の二十分の九に相当する金額から第二号から第五号までに掲げる金額を合算した金額を控除した金額を基準として、新自賠法附則第四項に規定する自動車事故対策計画に基づく新自賠法附則第五項の規定による出資及び貸付け並びに補助の安定的な実施に必要なものとして政令で定める金額に相当する資産(附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧自賠法に基づく再保險関係及び保険関係に係るものと除く。)は、政令で定めるところにより、自動車事故対策勘定に帰属し、その他の権利義務は、保険料等充当交付金勘定に帰属するものとされる。

**5** 旧七年財特法第十条第一項の規定による旧保険勘定から一般会計への繰入れがなかったとした場合に平成十四年三月三十日までに旧保険勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する金額この法律の施行の際旧保障勘定及び旧業務勘定に所属する権利義務は、新保障勘定に帰属するものとする。

**6** 旧保険勘定又は旧保障勘定若しくは旧業務勘定の平成十三年度の歳出予算の経費の金額のうち、旧特別会計法第十九条第一項の規定により繰越しをするものは、保険料等充当交付金勘定又は新保障勘定にそれぞれ繰り越して使用することができる。

**7** 新特別会計法第四条第二項又は第六条第二項の規定により新特別会計の歳入歳出予定計算書又は予算に添付すべき前年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書であつて自動車事故対策勘定計法第十条第一項の規定による旧保険勘定の積立金の額に、旧保険勘定において平成十三年度の損益計算上利益を生じた場合には当該利益の額を加え、同年度の損益計算上損失を生じた場合には当該損失の額を控除した額に相当する金額(罰則に関する経過措置)

**第五条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律(以下「旧六年財特法」という。)第七条第一項の規定により旧保険勘定から一般会計に繰り入れられた金額から、平成十四年三月三十日までに同条第二項の規定により一般会計から旧保険勘定に繰り入れられた金額を控除した金額

**第六条** 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

**附則** (平成一四年五月二九日法律第四号)  
抄  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

**附則** (平成一六年五月二六日法律第五号)  
抄  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、平成十七年十一月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。  
**附則** (平成一六年六月一八日法律第一〇七号)  
抄  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、平成十七年四月一日から施行する。  
**附則** (平成一七年七月二六日法律第八七号)  
抄  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、会社法の施行の日から施行する。

**附則** (平成一七年一月二日法律第一〇六号)  
抄  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

**附則** (平成一七年一月二日法律第一〇九号)  
抄  
(施行期日)  
**第一条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。



**第二条** 前条第一号に掲げる規定の施行の際現に  
指定紛争処理機関に係属している第一条の規定  
による改正前の自動車損害賠償保障法第二十三  
条の第六第一項第一号に規定する紛争処理に関し  
て、当該紛争処理の目的となつてゐる請求について  
の第一条の規定による改正後の自動車損害賠償  
保障法（附則第五条において「新自賠法」とい

規定に限る。）、第十八条及び第二十二条  
合特別区域法（平成二十三年法律第八十一  
号）第二十二条の一第三項の改正規定並びに  
同条第十二項の表第百条第一項の項及び同表  
第一百条第二項の項の改正規定に限る。）の規  
定 公布の日から起算して四年を超えない範  
囲内において政令で定める日

附 則（令和二年三月三一日法律第五  
号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行  
する。

う。) 第二十三条の十四の規定の適用について  
は、前条第二号に掲げる規定の施行の時に、当  
該紛争処理の申請がされたものとみなす。  
(政令への委任)

**第四条** 前一条に定めるもののはか、この法律の  
施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。  
(検討)

**第五条** 政府は、この法律の施行後五年を経過し  
た場合において、新自賠法の規定について、そ  
の施行の状況等を勘案して検討を加え、必要が  
あると認めるときは、その結果に基づいて所要  
の措置を講ずるものとする。

附則（明治廿六年一七日法律第六八

(施行期日) 号抄

（施行期日）  
号抄

第一條 この法律は令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 公布の日  
二 第一条中自動車損害賠償保障法の目次の改  
正規定（「第二十三条の二十一」を「第二十

一 第五百九条の規定 公布の日  
附 則（令和五年六月一六日法律第六三  
号）少

三条の「二十三」に改める部分に限る。）、同法第二十三条の五第一項及び第二十三条の六第一項第一号の改正規定、同法第三章第二節の

(施行期日)

一項第一号の記載に規定する「海賊第三章第十一節」  
二中第二十三条の二十一を第二十三条の二十  
三とし、第二十三条の二十を第二十三条の二

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

十二とする改正規定 同法第二十三条の十九の改正規定 同条を同法第二十三条の二十一とし、同法第二十三条の十六から第二十三条

一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日  
(罰則に關する経過措置)

の十八までを二条ずつ繰り下げる改正規定、同法第二十三条の十五に一項を加える改正規定、同条を同法第二十三条の十七とし、同法

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十三条の十四を同法第二十三条の十六とし、同法第二十三条の十三の次に二条を加える改正規定並びに同法第八十六条の三から第

**(政令への委任)** 第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置、罰則に関する法律を別途定めることとする。但し、改正の場合は、改めて別途定めることとする。

九十九条までの改正規定並びに次条の規定

道指置を含むことは政令で定める

（自動車損害賠償保障法の一部改正に伴う経過措置）  
布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

1000

**第二条** 前条第一号に掲げる規定の施行の際現に  
措置)

卷之三

指定紛争処理機関に係属している第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法第二十三

卷之三

条の六第一項第一号に規定する紛争処理に際し、当該紛争処理の目的となつてゐる請求についての第一条の規定による改正後の自動車損害賠償保障法（附則第五条において「新自賠法」とい